破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７３号
宮城県石巻市桃生町中津山字四軒前４番地１
債務者　茅原　吉秋
1　決定年月日時　平成30年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第７４号
宮城県石巻市桃生町中津山字四軒前４番地１、前住所宮城県石巻市桃生町新田字西町119番地
債務者　茅原　和子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
山形市成沢西５丁目７番８―304号　キュアパレスキクチ
債務者　押切　　卓
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３３号
山形市江俣４丁目３番30号　ちくらハイツ202号
債務者　鈴木　奈美（旧姓設樂）
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７９号
山形県寒河江市大字寒河江字五反53番地の４メゾンリトルウッズＡ棟106
債務者　齋藤　福巳
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０４号
山形市小白川町１丁目12番24号
債務者　武田　　唯
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０６号
山形県天童市長岡北１丁目７番20号　コーポＳＳ20Ａ棟　103号
債務者　布施　　竜
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０８号
山形市青田１丁目２番５号　コンシェール藤202号、前住所山形市青田南１番11―704号市営アパート
債務者　菅　　好江
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１号
岐阜県不破郡垂井町2410番地の９　藤井アパート西棟１階104号
債務者　ガロニ　レイライネ　アンドレッサこと　レイライネ　アンドレッサ　ガロニ
1　決定年月日時　平成30年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１８０５号
名古屋市名東区つつじが丘107番地　ナーシングホームつつじが丘テラス
債務者　角平　哲也
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３号
北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
債務者　青木　善勝
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３６０号
函館市富岡町２丁目51番１―202号　キャッスル富岡１号館
債務者　平館　雄太
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３７２号
函館市釜谷町191番地
債務者　吉田　栄子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第５０９号
愛知県知立市昭和６丁目１番地　知立団地59棟304号
債務者　ベーゼハ　アリこと　ＭＡＲＴＩＮＳ　ＢＥＺＥＲＲＡ　ＡＲＩ
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２号
島根県出雲市小山町462番地６県営小山住宅３―341
債務者　曽禰　健二
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第３０号
宮城県登米市中田町宝江黒沼字下道63番地３
債務者　佐藤　一成
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第５３３号
相模原市中央区清新３丁目８番19号　清新三興ハイツＡ―41
債務者　佐藤　香織（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部